



気まぐれ通信 2019/8

平成28年3月末に改正社会福祉法が成立し、社会福祉法人制度改革の一環として法人のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などを目的として様々な改正が行われました。本通信は、社会福祉法人制度改革関連のトピックスをご紹介します。

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

令和元年6月17日付 日経新聞にて「小規模の介護・保育法人、持ち株型で一体運営」の見出しで既報のとおり、厚労省においては、平成31年4月19日より「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会(以下「検討会」といいます)」が3回にわたり開催され、第3回検討会(令和元年6月17日)において、一応の論点整理がなされましたので、本稿におきまして、概報をお伝えしたいと思います。検討会は、厚労省社会・援護局福祉基盤課が音頭をとり、田中滋 埼玉県立大学理事長を座長として、キャノングローバル戦略研究所の松山幸弘氏を始めとする学会・実業界・各有識者団体からの委員12名で構成されています。第3回検討会における「これまでの議論の整理」の「1 社会福祉法人における連携や協働化、大規模化の意義」には、検討趣旨として、「人手不足などの問題が深刻化することが見込まれる中、地域における福祉サービスを確保するとともに、社会福祉法人が地域貢献の取組等をより一層進めていく必要があります。そのため、社会福祉法人における連携や協働化、大規模化の対応を推進しやすい環境整備を図っていく」と記載されています。また、連携や協働化、大規模化が効果を発揮する観点・場面として次の5つが挙げられています。

- ① 人材確保・資質向上
- ② 地域における公益的な取組
- ③ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ④ 人口減少地域における福祉ニーズ
- ⑤ 事業運営の効率化・安定化

上記①～⑤を踏まえ、「2 具体的な対応の方

向性」として下記3つの論点に整理されています。

- (1) 社会福祉法人の連携・協働化の取組の推進
- (2) 社会福祉法人が主体となった連携法人制度の創設の検討
- (3) 希望する法人が大規模化に円滑に取り組めるような環境整備

上記論点を踏まえ「社会福祉法人の法人・施設間連携、協働化、大規模化の方策(イメージ)」において、「方策」を連携・結合の度合の高低に基づき下表のとおり分類しています。

低	<施設レベル>	<法人レベル>
	自主的な施設間連携・協働各種取組	自主的な法人間連携・協働各種取組
↑	社会福祉協議会における共同取組	
	業務提携に基づく取組	
	連携法人による連携	
	—	理事会への参加による支援・経営陣の交代
	高	事業譲渡
↓		

(注)連携の個別事例ごとに、連携・結合の度合が異なるため、必ずしもこの順序にならないことに留意が必要(福祉基盤課 注)。

さらに詳細をご希望の方は、以下の厚労省ウェブサイトをご確認下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05226.html

「気まぐれ通信」のアーカイブをご覧になりたい方、社会福祉法人の経営・法律・会計等に関するご質問がお有りの方は、是非、弊監査法人の下記HPを通じてお問い合わせをお願い致します。ありがとうございました。

<https://www.yasaka-ac.co.jp>

監査法人 彌榮会計社

